



栄町住民活動団体育成支援補助金
(スタートアップ補助金)の手引き

令和2年12月改定

はじめに

町の「基本構想」を実現するためには、様々な分野で活躍する団体の皆さんの活動が重要です。それは現在の社会経済状況・地方分権など自治体を取り巻く環境が変化する中で、町の施策だけでは複雑多様化する住民ニーズに対応が追いつかない状況となっているところにあります。町では、様々な課題を住民活動団体の皆さんと共に解決していきたいと考え、時代の変化に伴う新たな住民ニーズに即した住民活動を支援するため、これから新たに団体を立ち上げて活動を始めるグループを支援すべく「スタートアップ補助金」を創設しました。この制度を活用し、「まちづくり」の一翼を担っていただける皆さんを公募します。

多くの皆さんにこの補助金を活用していただき、今以上に活気ある暮らしやすい「栄町」を住民の皆さんと一緒に築いていきましょう。

1 住民活動を応援する町の考え方

◆ 多くの住民活動に参加して欲しい！

複雑多様化する住民ニーズに町の施策だけでは解決できない様々な課題があります。町民の皆さんと町とが役割分担し、同様の課題に対し住民の皆さんと共に課題の解決をしていくには、様々な分野での住民の皆さんの活動を広げていただきたいと考えています。住民活動の輪が広がれば、多くの人が様々な分野のまちづくりに参加し、興味を持っていただけるようになると思っています。

そして、皆さんも町も多くのことを学ぶことができますし、活気ある暮らしやすい「栄町」を築いていくことができます。さらにその活動が、住民の皆さんの役に立つことになると考えています。

◆ 住民活動を支援します！

住民の皆さんが行う活動で、町民の皆さんの役に立つ活動はたくさんあると思っています。

この「スタートアップ補助金」の募集は、「新たに活動を始めたいと考えているグループ」の活動を支援します。

◆ パートナーシップを築きましょう！

多くのグループの皆さんの活動が町内に広がることは、まちづくりの方向性が住民の皆さんに理解され、住民の皆さんと町の信頼関係がより深いものになると考えています。

それは、多くの町民の皆さんにとっても同様であると思います。

町と皆さん、そして町民の皆さんとの信頼関係がなによりも必要で、互いにそれぞれの役割を理解し認め合うことができる「パートナー」としての関係を築いていきましょう。

2 補助金交付の対象となる活動

補助金の対象となる活動は、次のとおりです。

(1) 住民のために実施される活動

補助金は、公金で交付されます。原則的に町の住民のために活動しようと考えているグループが対象となります。

(2) 町民の福祉向上を目指す活動

町民の福祉向上を目指す活動とは、その活動が実施されることにより、地域住民に何らかの役に立つ活動です。

(3) 営利・政治的活動及び宗教的活動を目的としない活動

営利を目的とする活動や政治的、宗教的活動は、補助金の交付の対象になりませんのでご注意ください。

3 補助金交付の対象となるグループ

補助金の交付の対象となるグループは、町の将来に向けた施策を十分に理解していただくことが必要です。しっかりとした目的を持ち、その目的を達成するために新たに組織し、活動を始めようとするグループが対象です。

(グループの要件)

町内を主な活動場所とし、町内在住、在勤又は在学する3名以上の者で構成される団体やグループとします。

ただし、現在は3名以下であっても、会員の募集を行い3名以上になると見込まれる場合は対象とします。

4 補助金の対象となる経費

団体を立ち上げ、今後事業を展開していくために必要な経費が補助金の対象となります。

ただし、補助金を申請する年度に実施する事業のみが対象となります。次年度以降の事業は対象になりませんのでご注意ください。

スタートアップ補助金の上限は30,000円で、1グループ1回限りです。

予算の範囲内での補助になりますので、事前にご相談ください。

どのような経費が補助金の対象となるか、応募する際に基本となる補助対象経費の一例を以下に示しました。

(補助の対象となる経費の例)

- (1) 活動を始めようとするグループが会員を広く募集するために要する経費
例) 会員募集のポスターやチラシの作成費
団体PRのためのパンフレットの作成費
- (2) 活動を展開するために必要となる知識や技術の習得のための講習会や講座の開催のための経費
例) 講師謝礼・交通費・食事代・会場使用料・資料の作成費
- (3) 活動を展開するために必要となる知識や技術の習得のための講習会や講座への参加費
例) 参加負担金・交通費
- (4) 打合せなどに要する経費
例) 会場使用料・資料作成費・郵送料
- (5) 今後の事業展開に必要な物品の購入費
例) 活動に必要な消耗品や備品の購入
(補助金の交付を受ける団体が使用及び維持管理する物に限ります。)

補助対象経費であっても不必要だと思われるものは補助の対象とはなりません。さらに、一般的に補助の対象にふさわしくないとと思われるものは、アルコール類や会員の食事代、高額な講師料、タクシー代(ただし、講師を依頼し、公共交通機関がなく特別な事情がある場合を除く)、遊興費等です

5 補助金申請の流れ

補助金の交付を受けるための手続きは、次のとおりです。

- (1) 補助金申請について、環境協働課へ事前相談する。
- (2) 補助金の交付申請をする。
 - <提出書類>
 - ・栄町補助金等交付申請書 (①-1)
 - ・グループの構成員名簿
 - ・事業計画書 (①-2)
 - ・収支予算 (見込) 書 (①-3)
 - ・グループの活動目的や運営内容が説明できる資料
- (3) 事業を実施する。
- (4) 事業資金が不足している等の理由がある場合は、交付決定通知受領後、補助金の一部について概算払の請求をする。
 - *概算払が必要な場合はご相談ください。
 - *概算払を受けなくても事業を実施できる場合は、この手続きは不要です。
 - <提出書類>
 - ・栄町補助金等概算払(前金払)等交付請求書 (②)
- (5) 事業終了後、実績を報告する。
 - <提出書類>
 - ・栄町補助金等実績報告書 (③)
 - ・事業実績調書 (③-1)
 - ・収支決算 (見込) 書 (③-2)
 - ・その他 (領収書又は帳簿の写し、実績調書に記入した以外の実績となる資料)
- (6) 確定通知受領後、補助金の請求をする。
 - <提出書類>
 - ・栄町補助金等交付請求書 (④)